令和7年度

財務部 財政課の方針書

組織名	財務部 財政課
所属長名	稲川　顕

1. 組織の使命（ありたい姿）

安定した財政運営と財政基盤の構築により、健全で持続可能な地域社会を実現する。

2. 組織の抱える課題（現状）

・持続可能な財政運営を見据えた予算の編成・執行
　組織全体のスクラップ（縮小・廃止）意識の希薄化
　物価・資材高騰による建設事業費の増大
　職員給与改定等による人件費の増加
　基金頼みの予算編成

3. 今年度の『スローガン』

持続可能な地域社会実現のため、中長期的視点に立った財政運営を。

4. 今年度の方針

・持続可能な財政運営を推進する。
・新たにスタートする第3次総合計画に基づいた令和8年度当初予算を編成する。
・市民生活の向上につながる最小の経費で最大の効果をあげる予算執行を徹底する。

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	持続可能な財政運営の推進
	取組内容	・自主財源の確保の意識、事業のビルド＆スクラップ意識の全庁的な浸透・徹底を図る。 ・財政見通しに基づく予算総額の圧縮と基金の適正管理、借入時の金利削減などによる公債費の縮小に努める。 ・政策・施策のより一層の充実を目指し、根拠（エビデンス）に基づく事業展開の拡充を図るべく、踏み込んだ予算査定の実施に努める。
(2)	実現したい成果	新たにスタートする第3次総合計画に基づいた令和8年度当初予算の編成
	取組内容	・令和8年度にスタートする第3次横手市総合計画に基づき、新年度当初予算編成を行う。 ・財政見通しや令和6年度決算分析に基づき、事業の選択と集中により、適正な一般財源の配分を行う。 ・適債性のある事業はもれなく、より有利な起債を充当し、財源の確保に努める。
(3)	実現したい成果	市民生活の向上につながる最小の経費で最大の効果をあげる予算執行の徹底
	取組内容	・スピーディーな予算執行による事業効果の早期発現と、事業成果の翌年度施策への反映を促す。 ・事務事業の進捗管理の徹底により、適正かつ効率的な予算執行を促す。 ・国、県の動向・情報を的確にとらえ、市民生活向上につながる施策の展開と財源確保に努める。

6．方針に対する年度上期（4月～9月）の取組状況

(1)持続可能な財政運営の推進
・9月補正予算にて、横手市民会館施設整備基金 220,677千円を積立。
・起債借入にあたっては、元金支払い据え置き期間を無しとすることで、償還利息の支払総額削減を図っている。

(2)新たにスタートする第3次総合計画に基づいた令和8年度当初予算の編成
・単年度需要額調査、公用車要望調査、普通建設事業要望調査など、新年度予算編成に向けた作業を進めている。

(3)市民生活の向上につながる最小の経費で最大の効果をあげる予算執行の徹底
・補正予算編成のほか、場合によっては予算流用、予備費充用等、柔軟な対応により、切れ目のない市民サービスの提供に努めている。

7．年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)持続可能な財政運営の推進
・資材、光熱水費、燃料費等の高止まり、人勧による人件費の大幅な増など、多額の一般財源を要する状況が続いているなかにおいて、新たに策定される第3次総合計画を着実に推進していく必要がある。財源の裏付けをもった施策展開のため、令和8年度から5か年の新たな財政計画を策定し、持続可能な行財政運営を進めていく。

(2)新たにスタートする第3次総合計画に基づいた令和8年度当初予算の編成
・第3次総合計画の新たな将来像である「時代を受け継ぎ　磨き上げ　凛々しく羽ばたくまち　よこて」の実現に向け、策定した令和8年度予算編成方針に沿って、成果とチャレンジを重視した未来志向の予算査定を行っていく。

(3)市民生活の向上につながる最小の経費で最大の効果をあげる予算執行の徹底
・最小の経費で最大の効果をあげる予算執行に努めることとあわせ、事業終了により今後の予算執行見込みがない場合などは適宜予算の減額補正を行うことで、不用額の縮小及び予算執行を適正に管理していく。

8．総括（取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】）

令和7年度

財務部　財産経営課の方針書

組織名	財務部　財産経営課
所属長名	佐　藤　淳　悦

1. 組織の使命（ありたい姿）

健全で持続可能な行政サービスを提供するため、適切な財産経営を進めます。

2. 組織の抱える課題（現状）

（1）行政事務の基礎資料として有効に活用するため、円滑に地籍調査を進めることが重要である。

（2）公共施設マネジメントの着実な推進のため、適切な再配置に向け更なる精査とFM計画の改訂に向け全職員のスキルアップが必要である。

（3）市有財産の有効活用により、自主財源確保の取組を加速させることが重要である。

3. 今年度の『スローガン』

部局横断による総合的な財産経営
～人に優しく、対話を重視し、着実に業務を進めよう～

4. 今年度の方針

（1）一筆地調査を円滑に実施する。

（2）各公共施設の劣化度調査の実施により修繕等の対策方針（案）を策定し、FM計画及び個別施設計画の改訂に向けた準備を着実に進める。

（3）ネーミングライツ契約・インターネット公売・市有地の売却により自主財源を確保する。

5. 今年度の重点取組項目

（1）	実現したい成果	一筆地調査の円滑な実施
	取組内容	各地域の現地立会率100％を達成する。 増　田:0．09㎢　475筆　平鹿:0．10㎢　388筆　大森:0．05㎢　187筆 十文字:0．12㎢　259筆　山内:0．16㎢　317筆
（2）	実現したい成果	財産経営推進計画（FM計画）の適切なローリングと公共施設個別施設計画の改訂準備
	取組内容	①各公共施設の現状を的確に把握し、FM計画のローリングを確実に実施する。 ②個別施設計画の改訂に向け、各施設の劣化度調査の結果を踏まえ修繕等の対策方針（案）を策定する。 ③公共施設マネジメントに関する職員向け研修会等により、職員の理解度向上と機運の醸成を図る。
（3）	実現したい成果	ネーミングライツ契約・インターネット公売・市有地の売却による自主財源の確保
	取組内容	①施設所管課との連携及び積極的な広報活動により、ネーミングライツ契約の獲得を目指す。 ②インターネット（官公庁オークション）を活用し、不用となった市有財産を売却する。 ③境界測量及び分筆登記業務を迅速に進め、積極的に公売可能な市有地を売却する。

6．方針に対する年度上期（4月～9月）の取組状況

（1）一筆地調査の円滑な実施
・4月から6月にかけ、調査実施地区の土地所有者（管理者）に対して説明会（計5回）を開催した。
・説明会後に各地区の一筆地調査を順次実施し、現地立会のうえ境界を確認した。
・一筆地調査の立会率（実績）は全体として99％である。内訳は、増田（452/462筆）97.8％、平鹿（320/320筆）100％、大森（187/187筆）100％、十文字（259/263筆）98.5％、山内（225/225筆）100％となっている。

（2）財産経営推進計画（FM計画）の適切なローリングと公共施設個別施設計画の改訂準備
①各公共施設の現状を的確に把握し、FM計画のローリングを確実に実施する。
・令和6年度ローリング状況を再確認しFM関連会議にて了承を得た。（本部会議・事務局会議を各1回開催）
・令和6年度のローリング結果を踏まえ、再配置方針等（FM計画第3章最新版）をホームページで公表。
②個別施設計画の改訂に向け、各施設の劣化度調査の結果を踏まえ修繕等の対策方針（案）を策定する。
・施設所管課担当者向けに劣化度調査説明会を5月下旬に2回開催。
・庁内掲示板を活用し、当該調査の実施に関する手順及び留意点等の情報を提供。
③公共施設マネジメントに関する職員向け研修会等により、職員の理解度向上と機運の醸成を図る。
・6月24日から2週間に1回の頻度で「3分で読めるFM計画」を職員の広場へ掲載を継続中。（9月30日まで計8回）
・課内担当職員の研修の一貫として、公民連携に関するセミナー等を積極的に受講している。（9月30日まで計10回）
4月～6月　2025年度PPP入門講座
7/7 次代を担う組織・人材のためのPPP/PFI研修（ボトムアップ編）
7/28 令和7年度官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム第1回サウンディング
7/29 次代を担う組織・人材のためのPPP/PFI研修（トップダウン編）
8/26 あきた公民連携プラットフォーム　令和7年度第1回セミナー

（3）ネーミングライツ契約・インターネット公売・市有地の売却による自主財源の確保
①施設所管課との連携及び積極的な広報活動により、ネーミングライツ契約の獲得を目指す。
・4月1日から特定募集型として6施設の公募を開始し、8月1日から横手市立体育館について追加募集を開始。
・市ホームページ及び市報の他、庁内関係部局の協力により、様々な媒体を活用しPR活動の展開を継続した。
・9月末日における応募実績は、2施設に対し3社という状況。
・横手市立体育館など応募のない施設については、10月末まで募集期間を延長することとした。
②インターネット（官公庁オークション）を活用し、不用となった市有財産を売却する。
・7月の公売に消防積載車6台を出品し、売却の実績は合計1，893，996円。
・10月のオークションに圧雪車及びグランドピアノ2台の出品を手続き済み。
③境界測量及び分筆登記業務を迅速に進め、積極的に公売可能な市有地を売却する。
・上半期における普通財産（土地）の売払収入の実績は412．68㎡（1，248，088円）。
・旧境町小学校及び阿桜園貸付地の測量等を土地家屋調査士会に依頼し実施中。

7．年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

（1）一筆地調査の円滑な実施
・調査期間内に立会できなかった土地所有者（管理者）に対して、今後も調整を図り境界の確認に努める。
・不存在地や新たに表示を登記すべき土地に関しては、法務局等関係機関と協議し適切に対応する。
・昨年度の調査区域（増田、平鹿、十文字、山内）及び今年度の調査区域（大森）について、土地所有者から地籍図及び面積等を確認いただく本閲覧を年内に実施する。

（2）財産経営推進計画（FM計画）の適切なローリングと公共施設個別施設計画の改訂準備
①各公共施設の現状を的確に把握し、FM計画のローリングを確実に実施する。
・施設の老朽度等を適切に把握し、関係課と連携のうえ小会議においてローリング案件の協議等を随時進める。
・施設の維持管理経費及び利用状況をとりまとめ、施設カルテの更新・公開を確実に実施する。
②個別施設計画の改訂に向け、各施設の劣化度調査の結果を踏まえ修繕等の対策方針（案）を策定する。
・施設所管課の一次調査結果を踏まえ、財産経営課にて二次調査を行う。
・二次調査の結果から劣化度を判定し、対策の時期と対策内容の方針（案）を策定する。
③公共施設マネジメントに関する職員向け研修会等により、職員の理解度向上と機運の醸成を図る。
・外部講師及び財産経営課職員を講師とした庁内向けの研修会等を開催する。
・FM計画等の理解度向上と公共施設マネジメントの機運醸成を目的に、職員向け情報発信を継続する。

（3）ネーミングライツ契約・インターネット公売・市有地の売却による自主財源の確保
①施設所管課との連携及び積極的な広報活動により、ネーミングライツ契約の獲得を目指す。
・令和8年度からの愛称の使用開始に向け、政策会議等を経てネーミングライツパートナーと愛称を決定する。
・応募者への対応及び契約の締結手続きに係る実務においては、施設所管課に対し適切な業務支援を行う。
・更なるネーミングライツ契約の獲得を目指し、来年度を見据えた効果的な広報活動等の取組を継続する。
②インターネット（官公庁オークション）を活用し、不用となった市有財産を売却する。
・出品可能な車両等は積極的に公売手続きを進め、関係課と連携を図りながら自主財源の確保に努める。
③境界測量及び分筆登記業務を迅速に進め、積極的に公売可能な市有地を売却する。
・案件に応じて境界測量や分筆登記等を適宜進め、市有地公売による自主財源確保につなげる。

8. 総括（取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】）

令和7年度

財務部 税務課の方針書

組織名	財務部 税務課
所属長名	藤田　孝輔

1. 組織の使命（ありたい姿）

適正で正確な税務行政と業務の効率化を推進します

2. 組織の抱える課題（現状）

・正確な課税業務と業務効率化の両立
・申告相談職員の確保と相談業務の効率化
・時間外勤務の常態化解消など、職場環境の改善

3. 今年度の『スローガン』

◎市民の目線に立って誠実、迅速、公正に対応をしよう。
◎良好な職場環境を実現し、住民サービスに反映させよう。

4. 今年度の方針

①公平公正な課税の推進
②デジタル社会を見据えた申告相談体制の検討
③申告相談職員の確保と育成
④電子化の推進による業務効率化

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	公平公正な課税の推進
	取組内容	・個人及び法人の未申告調査を行い、未申告の個人・法人を可能な限り解消する。（目標解消率　個人市民税80%　法人市民税50%） ・保険税（料）に係る転入被保険者の所得を把握するため、前住所地への照会を確実に行う。 ・適正な課税を行うため、相続人代表者指定届の提出を促すとともに相続登記の誘導を行う。（R7.1月～12月の相続人代表者指定届提出、相続登記割合の合計85%以上を目指す）
(2)	実現したい成果	デジタル社会を見据えた申告相談体制の検討
	取組内容	・申告相談業務経験のある職員を中心に部局を越えた応援体制を確保する。 ・申告相談業務経験年数の浅い職員へより実践的な研修を実施する。 ・デジタル社会を見据えた申告相談体制構築のため、課題の洗い出しを行い、将来体制を検討する。
(3)	実現したい成果	電子化の推進による業務効率化
	取組内容	・既に一部の定例業務に導入しているRPA（ロボットソフトウェア）の活用の幅を広げ、人為的ミスの防止と職員負担の軽減により、課税に対するコスト削減を目指す。 ・登記課税連携システムの活用により、登記異動処理業務の大幅な省力化を図るとともに、さらなる課税業務の品質向上を推進する。

6．方針に対する年度上期（4月～9月）の取組状況

●各税の納付書発送
・5/2固定資産税納通発送
・5/7軽自動車税納通発送
・5/14市県民税特別徴収納通発送
・6/11市県民税普通徴収納通発送
・7/11国保・介護・後期高齢納通発送

【公平公正な課税の推進】
・未申告の解消の取組では、個人市民税について5月下旬と7月中旬に未申告者へ申告勧奨通知を行い、未申告者の解消に努めた。申告受付は、会場設定せず郵送あるいは窓口で申告受付を行っている。（9月末時点で未申告解消率79.71％）
・国保、後期高齢、介護保険の転入被保険者には所得照会を行い、未申告者には通知で照会し解消を図った。（所得捕捉率77.77％）
・固定資産税では、死亡者課税や所有者不明土地の解消のため、納税義務者が亡くなったときは、相続人に「相続人代表者指定届」の提出を依頼するとともに、相続登記の案内・誘導を行っている。令和7年1月～6月までの死亡者について、9月末現在での相続登記異動・相続人代表届出の合計割合は92.48％となっている。

【デジタル社会を見据えた申告相談実施体制の検討】
・秋田県主催の住民税研修会や横手地区税務協議会主催の研修会へ申告相談職員を派遣した。
　また、税務課主催で申告相談システム操作等を学ぶマンツーマン講習（9月～12月）を企画し、参加者と日程調整を進めており、税務職員のスキル向上と申告相談体制の強化に取り組んだ。
・過去の申告相談来場者を対象としたアンケート調査の結果を分析し、今後の申告相談対応について検討した。
・各市民サービス課と申告相談体制等について意見交換を行った。

【電子化の推進による業務効率化】
次の通りRPA処理等に取り組み、業務の効率化を図った。
1.軽自動車税種別割減免自動入力（5月実施、488件）
2.固定資産税生保減免自動入力（5月実施、200件）
3.土地改良事業の換地処分、一つのほ場整備事業（8地区が対象）自動入力（9月実施、645件）
・登記課税連携システム構築
法務局から提供される登記済通知書電子データをシステムに取り込み、マスタに自動的に反映させる。
R7.1月から9月分　　処理件数　土地11,034件　家屋1,066件　　自動取込　土地65％　家屋53％

7．年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

【公平公正な課税の推進】
・法人市民税は、実態の明らかとなっていない未申告法人に対し、通知や訪問調査などによる申告勧奨を行う。
・固定資産税は、死亡者課税や所有者不明土地の解消のため、引き続き相続人に「相続人代表者指定届」の提出を依頼するとともに、相続登記の案内・誘導を行う。

【デジタル社会を見据えた申告相談実施体制の検討】
・税務署や秋田県主催の研修会へ職員を派遣するとともに、税務課主催でマンツーマン講習や初任者を対象とした研修会等を開催し、申告相談への対応に十分な知識を持った職員を育成する。
・以前、申告相談来場者を対象者に実施したアンケート調査において、申告までの待機時間が長いという意見が多かった。これを改善すべく、「申告相談会場の円滑な運営」と「申告書の自己作成者の増加」の視点から、業務の省力化も同時に図りながら取り組んでいく。
※申告相談会場の円滑な運営－LINEによる試行的な事前予約制の実施、対象者が何の申告が必要で申告するためにどのような方法があるかがわかるフローチャートの作成等、申告書の自己作成者の増加－スマホ申告説明会の開催、申告書の自己作成方法の紹介、ホームページの充実等

【電子化の推進による業務効率化】
・RPAの更なる活用に向け、どのような業務が効果的かを検討する。
・eltaxでの申告や証明書のコンビニ交付の利用等について、納税通知書発送用封筒への利用勧奨文の掲載等により来庁者の減少を図る。

8．総括（取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】）

令和7年度

財務部 収納課の方針書

組織名	財務部 収納課
所属長名	佐藤　寛之

1. 組織の使命（ありたい姿）

納税は「国民の義務」であることを基本に、収納の面から公平性を担保し、財源の確保により市民生活の向上を目指します。

2. 組織の抱える課題（現状）

(1)滞納額及び滞納者数の削減

(2)適正で効率的な債権管理による財源の確保

3. 今年度の『スローガン』

チームで目標を達成するため、自分を磨こう

4. 今年度の方針

(1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制 【現年分対策】
(2) 適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行 【滞納繰越分対策】
(3) ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化 【他課債権対策】
(4) 個人情報や公金などの取扱いについてはダブルチェックを徹底し、事務ミスの発生を防ぐ 【情報管理・公金管理】
(5)「カスタマーハラスメント」対策を強化し、職員が安心して接客できる環境を整備 【カスハラ対策】

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
	取組内容	①口座振替・コンビニ収納・スマホアプリでの納付・共通納税制度など、多様な納付方法があり自分のライフスタイルにあった方法を選択できることを広く周知することで、納期内納付率を高める。 ②市報やかまくらFM等を活用し、納期の周知と納め忘れの注意喚起を行い、納税意識の向上を図る。
(2)	実現したい成果	適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
	取組内容	①滞納者に対しては徹底した財産調査を実施し、財産の差押え又は執行停止など、メリハリある滞納処分を迅速に行う。 ②研修受講等により、滞納整理技術の向上と事務執行レベルの高平準化を図る。 ③課内、地域局との情報共有により、共通した認識のもと収納業務にあたる。
(3)	実現したい成果	ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化
	取組内容	①債権管理のルールに基づいた適正な管理を徹底する。 ②強制徴収公債権については徹底した財産調査に基づく滞納処分を執行する。 ③全庁的に法的措置が必要な未収債権の回収に債権収納管理一元化制度を活用する。

6. 方針に対する年度上期（4月～9月）の取組状況

(1)納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
①本庁舎前の屋外看板をリニューアルし、納期限を周知するものから多様な納付方法があることを周知するものへの貼り替えを実施し周知強化を図った。
②かまくらFMで納期限月ごとに納期限内の納付と口座振替利用者への引落日についての広報を実施した。また、市報9月号で1ページを使いキャッシュレス決済による市税納付（納付方法、注意点など）について周知を実施した。

(2)適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
①滞納者に対する預貯金調査をはじめとする財産調査を実施するとともに納付に至らない者への差押えを実施した。また、資力のない者への執行停止を随時実施した。
②職員各自が年度内の研修受講を予定済。R7年度、新たに配属となった職員については初任者が対象となる外部研修を受講済。
③課内においては週初めに全所属職員での朝礼、定例課長・係長職打合せを実施中。地域局(まちづくり部市民サービス課)との情報共有については、年2回予定している税担当係長との担当者会議を4月に実施した。

(3)ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化
①庁内債権所管課から提出を受けた前年度実績確認用債権管理シートによりR6年度の取組状況と実績を確認、必要に応じヒアリングを行い、8/20に債権管理推進委員会（委員長：副市長　委員：各部長）へ報告、今後の取組・課題等について協議を行った。
②債権所管課へのヒアリング及び債権管理推進委員会(8/20実施)を踏まえ、強制徴収公債権を所管する特に必要な課と効率的な財産調査を行える体制整備について協議を行った。
③上期において債権収納管理一元化制度（収納課への債権収納管理業務の移管）による債権回収を行うべき段階のものはなし。

7. 年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
　かまくらFMによる納期限ごとの広報を継続実施する。併せて現年度分未納者の年度内納付に向け催告書の送付を行い収納に繋げる取組を行う。

(2)適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
①滞納者に対する預貯金調査をはじめとする財産調査を継続して実施するとともに納付に至らない者への差押えを実施する。資力のない者への執行停止についても適宜適正に実施する。
②職員各自が予定している研修の受講を進めるとともに、外部での専門研修についても機会を逃さないよう情報収集を行う。
③課内においては週初めに全所属職員での朝礼、定例課長・係長職打合せを継続実施する。地域局(まちづくり推進部各市民サービス課)との情報共有として税担当係長との担当者会議を12月に実施する。

(3)ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化
①庁内債権所管課から次年度(R8年度)の債権収納目標を集約し、下期開催の債権管理推進委員会へ報告、取組・課題等について協議を行う。
②強制徴収公債権を所管する特に必要な課における効率的な財産調査を行える体制整備について庁内関係部署との調整を行う。併せて法的に認められている強制徴収公債権の間で情報共有をもとにした取組を後押しする。
③債権収納管理一元化制度（収納課への債権収納管理業務の移管）も選択肢のひとつにしながらもまずは債権所管課における債権回収のフォローを行う。

8. 総括（取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】）

令和7年度

財務部 契約検査課の方針書

組織名	財務部 契約検査課
所属長名	菅原　幸広

1. 組織の使命（ありたい姿）

・透明性、公平性、競争性が確保された入札契約制度の確立と適正な検査事務の執行。
・適切な競争入札による入札不調の回避と公共工事等の品質確保。

2. 組織の抱える課題（現状）

・時期による契約件数及び検査件数の集中
・少額随契による発注課作成書類における不備
・大型公共工事に対する検査体制
・建設業界の担い手不足等による入札不調の増加と検査業務のマンパワー不足

3. 今年度の『スローガン』

◎自身のスキルアップによる正確かつ効率的な契約検査事務の実現

4. 今年度の方針

・公平公正な入札事務の執行と公共工事の品質確保
・工事発注が不慣れな部門に対する指導
・入札参加資格者名簿の適正管理
・違算等による入札取りやめの根絶と効率的な検査業務の実現

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	適正で効率的な契約検査事務の執行
	取組内容	・電子契約の運用と普及・啓発 ・発注予定に則した適正な入札までのスケジュール管理 ・工事発注が不慣れな部門に対する契約検査事務の指導
(2)	実現したい成果	公共工事等の品質確保
	取組内容	・発注課監督職員への指導 ・工事成績評定の適切な運用 ・施工途中のフォローアップにより「劣る工事」を根絶 ・ICTを活用した検査業務の効率化の推進
(3)	実現したい成果	公平かつ公正な入札事務の執行
	取組内容	・工事等公告文書の不備の撲滅 ・R7・8入札参加資格者名簿の適正な管理 ・市内業者の実態把握調査の実施

6. 方針に対する年度上期（4月～9月）の取組状況

（1）適正で効率的な契約検査事務の執行
・電子契約の運用と普及・啓発
　電子契約の導入から約1年が経過し、着実に普及が進んでいる。（R6 61.7%　→R7 73.5%）工事・コンサルタント業者は、ほぼ100％近い運用となっている。
・発注予定に則した適正な入札までのスケジュール管理
　工事等、入札までにスケジュール管理を要する案件については、契約審査会審査から入札実施までの日程を発注課と協議し、確実に実施した。特に議案となる契約については、総務課の議案作成等の日程を確認しながら、入札執行の日程を決定する等、スケジュール管理の徹底を図り、発注課のスムーズな議案提出を可能とした。

（2）公共工事等の品質確保
・発注課監督員への指導
　昨年に引き続き、「公共工事の監督・検査業務説明会」を実施し、工事監督員のあるべき姿を検査員目線で説明した。今後も機会を捉えて工事監督員の業務について周知を図っていく。
・施工途中のフォローアップにより「劣る工事」を根絶
　検査員による段階確認の際の立会いや、発注課・請負業者の問合せ等に誠実に対応し、「劣る工事」の事前防止に努めた。

（3）公平かつ公正な入札事務の執行
・工事等公告文書の不備の撲滅
　工事公告後に違算があり、入札を取りやめる等の事案が発生しないよう、工事担当者以外のチェック体制を徹底し、入札を取りやめることのないよう努めた。

7. 年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

（1）適正で効率的な契約検査事務の執行
・電子契約の運用と普及・啓発
　工事・コンサルタント業務の契約は、電子契約の普及が進んでいるが、物品等の業者については利用が増えているものの、未だに伸び悩んでいるので、電子契約の利便性をさらに周知し、普及を図っていきたい。また、現在契約検査課が担当する契約案件のみが電子契約の対象となっており、今後全庁実施に向け、課題等を整理し、実施時期を見極めたい。
・工事発注が不慣れな部門に対する契約検査事務の指導
　上半期同様、工事発注が不慣れな部門に対しては、丁寧な指導を実施し、契約締結までのスムーズな事務処理ができるよう指導していく。

（2）公共工事等の品質確保
・工事成績評定の適切な運用
　下半期は工事完成検査が集中するため、工事発注課に対しては、完成検査後速やかに工事成績評定の実施・提出を促し、検査業務が滞ることのないよう努める。
・ICTを活用した検査業務の効率化の推進
　請負業者が実施する、ASP（建設情報共有システム）や遠隔臨場の活用により、積極的に検査業務の事務効率化に努める。

（3）公平かつ公正な入札事務の執行
・R7・8入札参加資格者名簿の適正な管理
　入札参加資格者名簿の変更申請等があれば、変更内容等を確実に反映し、名簿を適正に管理する。
・市内業者の実態把握調査の実施
　市内に営業所を有する事業者に対し実態を調査する。特に入札等に参加実績のない事業者を対象に調査を実施し、実態把握に努める。

8. 総括（取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】）